

福祉工場で働きませんか

NPO法人熊野人材センターでは、障害者の就労促進を目的として、福祉作業所「ハナミズキ」を開設します。



町内在住の障害のある人で、就労意欲のある人
 給湯器などの分解・分別作業（立った状態での作業です）

就労場所：熊野町中溝
 就労時間：週5日、1日35時間程度
 時給：710円
 募集人数：若干名
 ※2月中旬に面接を行い、採用を決定します。

詳しくは、NPO法人熊野人材センターまでお問い合わせください。

申問 NPO法人熊野人材センター ☎855・0770

(福祉課)

障害者の手当について

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者 (所得制限あり)	障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人
支給月額 (平成23年度)	14,330円	26,340円	50,550円(1級) 33,670円(2級)

問 福祉課 ☎820・5605

発達障害って、なんだろう(1)

発達障害は、広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。

発達障害の人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見るとアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害のある人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

(政府広報オンライン引用)

問 福祉課 ☎820・5605

高次脳機能障害 家族セミナー

期 日	内 容	担当者
2月21日(火)	リハビリテーションと本人への関わり方について	作業療法士 または言語聴覚士
3月2日(金) 27日(火)	福祉制度について	支援コネクター

時午後2時～3時

対記憶障害、注意障害、遂行機能障害および社会的行動障害などの認知障害を持つている人の家族およびそのほか関心をお持ちの人所 広島県立リハビリテーションセンター

申問 広島県高次脳機能センター ☎0824・25・1455、☎0824・25・1094、(メールアドレス) koujinou2@rehab-hiroshima.gr.jp

(福祉課)

国民年金

前納の申し込みはお早めに

国民年金保険料を、定められた月数分をまとめて前納すると、保険料が割引になる制度があります。

平成24年度の国民年金保険料を、最もお得な方法である口座振替での1年前納や上期6ヵ月分(4～9月)前納をご利用いただくためには、2月末までに年金事務所での手続きを完了しておく必要があります。年金事務所、住民課、または金融機関のいずれかの窓口で早めに口座振替の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの
 ・年金手帳
 ・預金通帳
 ・金融機関届け出印

問 広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

国民健康保険 退職者医療制度について

会社などを退職し、厚生年金や共済年金などを受給している65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。保険料の計算方法と自己負担割合は一般被保険者と同じですが、この退職者医療制度を適正に利用しないと、国民健康保険に大きな負担がかかることとなります。

それぞれの医療制度の適正な利用が、皆さんの負担

の軽減につながりますので、退職者医療制度に該当する人は、必ず届け出をお願いします。

対退職被保険者本人

・国民健康保険加入者で、65歳未満の人
 ・厚生年金や共済年金などを受給している人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人
 対退職被保険者の被扶養者
 ・国民健康保険加入者で、65歳未満の人

・退職被保険者本人の配偶

問 住民課 ☎820・5604



者(事実上婚姻関係の人を含む)と三親等内の親族で、本人と生活を共にし、主に本人の収入によって生計を維持している人
 ・年収が130万円(60歳以上の人または一定以上の障害を有する人は180万円)未満の人
 ※全ての要件を満たす人が対象です。

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

親が郵便物を溜めていて、介護保険料を払っていないことが分かりました。このままだとどうなりますか。

A お答えします…

災害など特別な事情がないのに、保険料を納めないでいると、滞納処分として財産の差し押さえなどを受ける場合があります。また、一定期間を超えて滞納した場合は、介護サービスを利用するときに支払う利用料が1割の自己負担額が3割負担に増額となるなど、滞納の期間により給付制限があります。納付について、お早めに相談ください。

問 福祉課 ☎820・5605

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
17日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
21日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
24日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
3月2日(金)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
3月7日(水)	10:30	子育てなるほど講座(テーマ「足と靴」)
3月9日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
16日(木)	9:30	中央ふれあい館
22日(水)		東部地域健康センター

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

●「パパとおひさま」(第2土曜日9:30~11:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●ファミリー・サポート・センター提供会員募集中

提供会員(子育てをサポートしてくれる人)が足りません。子どもが好きな人、空いた時間を有意義に過ごしたい人、地域の力になりたい人など、サポート事業に関心のある人はご連絡ください。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
 開設日時(※年末年始、祝日除)：月~金曜日9:30~17:00
 <子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00>